2018年11月号

弁護士 大関太朗の レターケーション

Vol. 58

子どもの習い事



息子がピアノを習い始めました。妻がピアノを習っていたので、息子にも習わせたかったそうです。

まだ、習い始めて間もないですが、素人 の私からみても、かなり上手だと思います。

義母も、妻の子どもの頃と比較にならないくらい上手だと驚いていました。

息子に触発され、私もピアノを引いてみたくなりましたので、息子が上達したら、息子に教えてもらおうと思っています。

なお、息子の通うピアノ教室は当事務所から近いので、息 子のレッスン中、私が娘を預かることもあります。その間、 仕事にはなりませんが、とても癒されます。

事件の移送

前回、訴訟提起をする際、いく つか選択可能な管轄のうち、原告 側にとって都合のよい裁判所に訴 訟提起できるとお伝えしました。

しかし、被告から「裁判所を変えてくれ」と主張されることがあります。これが移送申立です。

裁判所は、当事者間の公平性や 事件の性質等を吟味して判断する こととなります。移送申立が認め られてしまうと原告代理人のモチ ベーションが低下します。

医学部の不正入試問題

医学部の入試で女性や浪人生が不当な扱いを受けているというニュースがありました。

実は、司法試験でも受験回数が3回目までの受験生を優遇するという措置が実施されていた 時期がありました。いくつか候補があった優遇措置のうちの丙案が採用されたので、そのまま 丙案(へいあん)と呼ばれていました(甲案、乙案はボツということです)。

年齢、性別を問わず等しく丙案の対象となっていましたし、受験要綱に優遇措置が明記されていたので、今回の医学部の事件とは大きく異なります。なお、この優遇措置の恩恵を受けて合格した受験生のことを丙案貴族と呼ぶこともあったそうです。

さて、話題が逸れてしまいましたが、不当な扱いを受けた受験生の中には、自分の人生を狂 わされたとして、大学を相手に損害賠償請求をする人も出てくると思います。慰謝料のほか、 どの範囲の損害まで請求できるかという点が争点になりそうです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/ 営業時間:9:00~18:00 (平日) 土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介 **大関 太朗**

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号:35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設